

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	長等創作展示館資料の特別利用の許可		
根拠法令名	大津市創作展示館条例		(条項) 第 5 条
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則 大津市創作展示館の管理運営に関する規則		(条項) 第 7 条 (条項) 第 5 条
所管部署	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 <span style="float:right">】</span>          ・掲載図書等【 <span style="float:right">】</span>          ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市創作展示館の管理運営に関する規則第 7 条に規定する特別利用の制限の事由に該当しないことを基準とし、同条第 6 号に規定する「その他館長が特別利用に供することを不相当と認めるとき。」とは、大津市創作展示館の管理運営に関する規則第 5 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときをいう。</p> <p>[根拠法令等]          大津市創作展示館条例          (展示館資料の特別利用)          第 5 条 展示館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、創作展示館の管理上必要があると認めるときは、その許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>[基準法令等]          大津市創作展示館の管理運営に関する規則          (特別利用の制限)          第 7 条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしないものとする。          (1) 特別利用によって展示館資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。          (2) 好ましくない用途に供する特別利用が行われると認められるとき。          (3) 他の観覧者の観覧に支障があると認められるとき。          (4) 寄託された展示館資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。          (5) 著作権がある展示館資料の特別利用で、著作権者の同意を得ていないとき。          (6) その他館長が特別利用に供することを不相当と認めるとき。</p>			

大津市創作展示館の管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 創作展示館の施設若しくは設備又は展示館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 展示館資料に触れないこと。
- (4) 常設展示又は特別展示を開催している場所で、インク、墨汁等を使用しないこと。
- (5) 許可を受けずに、展示館資料の撮影、模写等を行わないこと。
- (6) 所定の場所以外において喫煙をし、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (7) 創作展示館において、物品その他のものを販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。